

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第59号	件 名	令和4年度猪名川流域下水道原田処理場1・2系污泥焼却設備撤去工事
No	質疑事項	回 答	
1	<p>特記仕様書p23(e)・(f)・(g)・(h)について(共通)</p> <p>①撤去工事前・撤去工事中・撤去工事後のそれぞれで、作業環境ダイオキシン類測定(A測定、B測定、併行測定含む)が必要な単位作業場所数はそれぞれ幾つでしょうか。</p> <p>②作業環境ダイオキシン類は、ガス状及び微細粒子と粉じんの分離分析は可能ですが、(f)に記載のある微細粒子のみを分析する方法は存じておりません。ご教示願います。</p>	<p>①について (e)～(i)の作業場所数は以下のとおりとなります。</p> <p>[撤去工事前]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(e) 機器周辺及び内部の測定 ガス状物質:13ヶ所 ・(f) 機器周辺及び内部の測定 微細粒子:13ヶ所 ・(g) A測定:15ヶ所 ・(h) B測定:13ヶ所 ・(i) 併行測定:13ヶ所 <p>[撤去工事中]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(e) 機器周辺のガス状及び粒子状物質の合計の測定:10ヶ所 ・(h) B測定:10ヶ所 ・(i) 併行測定:10ヶ所 <p>特記仕様書p23(e)・(f)について、測定を行う時期についての記載について誤記がありました。</p> <p>(e)は撤去工事前と撤去工事後に測定の意味の記載となっておりますが、正しくは撤去工事前と撤去工事中に測定となります。</p> <p>(f)は撤去工事前と撤去工事後に測定の意味の記載となっておりますが、正しくは撤去工事前に測定となります。</p> <p>上記変更に伴う測定箇所数の変更はございません。</p> <p>②につきましては、ガス状物質はウレタンフォームで、微細粒子はろ紙でサンプリングを行い、それぞれについて分析を行ってください。 (詳しくは『廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱』の別紙1の4の(1)を参照してください。)</p>	
2	<p>解体範囲について 污泥焼却炉エリア内機械基礎・土間は残置と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>また地下ピットは埋め戻しと考えて宜しいでしょうか。 し渣焼却炉エリア内機械基礎・土間及び地下ピットは残置と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおり、お考えください。</p>	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp